

福岡県立図書館情報検索用パソコン利用要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県立図書館に設置された情報検索用パソコン（以下「パソコン」という。）を、利用者自らが操作して情報検索を行う場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用料金)

第2条 パソコンの利用は無料とする。

(利用申込)

第3条 パソコン利用希望者は、別紙「福岡県立図書館「情報検索用パソコン」利用申込書」に必要事項を記入して職員に提出し、指定されたパソコンを利用する。

(予約)

第4条 電話等でパソコンの利用予約はできない。

(利用時間)

第5条 パソコンの利用時間は1回につき4時間までとする。

(再度の利用)

第6条 利用時間終了後、他の利用希望者がいない場合は、再申込のうえ利用することができる。

(利用制限)

第7条 利用者は、次に掲げる行為を行うことができない。

- (1) 電子メールの送受信及びチャット
- (2) 電子掲示板等への書込み
- (3) ゲーム
- (4) インターネットを通じた非合法な行為、嫌がらせその他第三者に損害を与える行為
- (5) 商用データベース等の有料サイトや公序良俗に反するサイトの閲覧
- (6) USB、CD-ROM等の外部記憶媒体の使用や文書作成等
- (7) プリントアウト及びダウンロード
- (8) データ保存、設定の変更等ハードディスクへの書込み
- (9) その他福岡県立図書館の運営上支障のある行為

(利用者の責任)

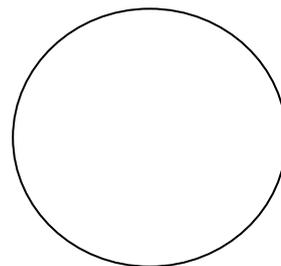
第8条 利用者が不正な操作などにより、機器やデータ等に損害を与えた場合には、利用者はその責任を負うものとする。また、インターネット使用により発生した問題に関しては、当館は責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第9条 福岡県立図書館長は、利用者がこの要領の規定に違反した場合には、利用を中止させ、又は利用させないことができる。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。



福岡県立図書館「情報検索用パソコン」利用申込書

福岡県立図書館長 殿

私は、下記のとおり福岡県立図書館情報検索用パソコンの
利用を申し込みます。

なお、利用に当たっては注意事項を遵守します。

氏 名 又は 利用者カード番号

(NDL デジタル化資料利用の方は必須)

利用者カードをお持ちでない方は電話番号のご記入をお願いします。

— —

利用年月日 年 月 日

利用可能時間 時 分～ 時 分